

総合型地域スポーツクラブ東京都協議会登録認定細則

(総則)

第1条 本細則は、総合型地域スポーツクラブ東京都協議会登録規程第5条に基づき、総合型地域スポーツクラブ東京都協議会（以下「都協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

(登録認定リストの作成)

第2条 都協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて東京都総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

(登録認定リストの提出)

第3条 都協議会は、前条で作成した登録認定リストを毎年2月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。

(登録料の收受及び認定証の発行)

第4条 都協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して、全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

2 都協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を総合型クラブから收受し、毎年5月末日までに全国協議会へ納付する。

(改定)

第5条 本細則は、都協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則（令和2年3月16日）

1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。

附則（令和3年3月4日）

1 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。

附則（令和4年7月19日）

1 令和4年7月19日に第3条、第4条第2項及び第5条第2項を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。

2 第3条の適用につき、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については、「2月末日まで」とあるのを、「9月末日まで」とする。

- 3 第4条第2項の適用につき、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については、「3月末日まで」とあるのを、「10月末日まで」とする。
- 4 第5条第2項の適用につき、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については、「5月末日まで」とあるのを、「12月末日まで」とする。
- 5 令和2年3月16日附則第1条中の「ただし書き」は、次のとおり改める。「ただし、第4条第1項については、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）は、全国協議会登録審査細則及び全国協議会登録更新審査細則に基づく書類審査を形式審査としていることに鑑み、登録認定リストの登録管理システムへの登録は行わないものとする。なお、登録管理システムへの登録を行わない代わりに、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）において登録認定リストに記載された総合型クラブについては、当該登録認定の有効期間中は、「予備登録クラブ」として取り扱うこととし、第5条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えて発行するものとする。
- 6 本細則は、令和6年4月1日から施行する。